

高浜原発異議審と大飯原発審尋の決定に対する声明

2015年12月24日、福井地裁は高浜原発の運転差止決定命令を異議審において取り消しました。また大飯原発については運転停止を認めない決定をくだしました。

原発の運転をとめるために拠り所とした司法が運転を許可しました。スリーマイル、チェルノブイリ、福島事故を忘れ、地震列島と呼ばれる日本の原発に対して再び警鐘をならすことを福井地裁はしませんでした。「司法は甦れなかった」のです。福島原発事故を経験した私達は 次はどこ原発が事故を起こすかと おびえながら生活していかなければなりません。

なぜならば 基準地震動以下の地震でさえ、冷却機能喪失となり得ます。使用済み核燃料プールの危険性は言わずもがな、免震重要棟がない、避難計画も書類上のものに過ぎない、などなど運転出来ない条件が多数あるにも拘わらず再稼働してもよいという決定をだしたのです。

12月中旬 東電は2号機の逃がし安全弁と、3号炉の原子炉格納容器のふたのシール剤がとけ放射性物質を含んだ蒸気が環境に放出されていた（可能性）と発表しています。格納容器から直接放射能が大気中に放出されたのです。福島事故の十分な検証もなされないままに、原発の再稼働を認めてきた規制委員会の新規制基準は、まことに合理性に欠けるものです。今もまだ原子力緊急事態宣言の下に私達が生活しているという事実を裁判所も忘れていません。

わたしたちは この決定にめげることなく さらに運動を進めてゆきます。それは 福島の方々の無念を繰り返さないことこそ、福島の方々の心に寄り添えるものだと考えているからです。全国の原発を止めるまで 私たちは闘い続けます。

2015年12月24日 福井から原発を止める裁判の会
代表 中畠 哲演 事務局長 嶋田 千恵子